

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1739号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(支給額が零となる職員) 第6条 一般職員給与条例第27条第4項及び市町村立学校職員給与条例第28条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(10) (略) <u>(11) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u> <u>(12)</u> (略)	(支給額が零となる職員) 第6条 一般職員給与条例第27条第4項及び市町村立学校職員給与条例第28条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(10) (略) <u>(11)</u> (略)

附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行する。